

# 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例

〔平成19年1月17日  
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第5号〕

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

## (休職の事由)

第2条 職員が、法第28条第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合には、これを休職することができる。

第3条 任命権者は、法第28条第1項第1号又は第3号の規定により職員の意に反する降任又は免職の処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見を聴く等、公正を期さなければならない。

2 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

## (休職の効果)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は療養を要する程度に応じ、第2条の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と読み替えるものとする。

第5条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。ただし、別に条例で定めるものについてはこの限りでない。

## (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。